

様式第1号

会 議 録

会 議 の 名 称	所沢市保育園等運営審議会（平成31年度第1回会議）
開 催 日 時	平成31年4月23日（火） 午後2時30分から午後4時00分
開 催 場 所	市庁舎高層棟6階 601会議室
出 席 者 の 氏 名	丑久保 法子、長谷川 真弓、野嶋 栄一郎、菊池 義信、 関 美智子、岡部 富美江、梅沢 好文、藺田 公斗
欠 席 者 の 氏 名	山口 美紗子、水野 良司
説 明 者 の 職 ・ 氏 名	
議 題	(1) 諮問事項について (2) その他
会 議 資 料	資料1：認可保育施設（公立、私立、認定こども園、地域型保育事業）、幼稚園一覧 資料2：入園児童数・待機児童数等の推移、経費の推移、人口推移 資料3：施設整備及び待機児の状況（平成20年度～） 資料4：幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要 資料5：所沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例 資料6：幼児教育の無償化に関するFAQ（2019年2月18日版） 一部抜粋 諮問書（写し）
担 当 部 課 名	こども未来部長 本田 静香 こども未来部次長 町田 真治 保育幼稚園課 課 長 小山 貴之 副主幹 田中 綾子、近藤 真希 主 査 中尾 麻衣子 主 任 松下 はるか こども未来部保育幼稚園課 電話04（2998）9126

様式第2号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
	<p>1 開会</p> <p>2 市長あいさつ</p> <p>3 諮問 諮問書「所沢市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担のあり方について（諮問）」を、市長から会長に渡した。 資料 「諮問書（写し）」を各委員に配布。</p> <p><input type="checkbox"/> 会議の公開と会議録の作成について 次のとおり決定した。 ・会議は原則公開とし、「会議開催のお知らせ」により公表している人数までの傍聴を認める。 ・会議録は要約方式とし、発言した委員の氏名は記載しない。 また、会議録の確定は、会長の承認によるものとし、承認後公開する。</p> <p><input type="checkbox"/> 会議資料の確認</p> <p>（傍聴希望者の入場） 0人</p>

<p>会長</p>	<p>4 議題 (1) 諮問事項について</p> <p>まず、議題（１）「諮問事項」についてですが、先程、市長から諮問書をいただきましたので、本審議会では、「所沢市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担のあり方」についてこれから審議していくこととなるわけですが、まずは、事務局の方から、現在の所沢市の保育料の概要、諮問事項等について説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>資料１～資料３に基づき、所沢市の保育の概要（施設数、入園児童数、待機児童数、経費の推移、人口推移、施設整備状況等について説明した。</p>
<p>会長</p>	<p>では、ここまでの説明の中で、何か質問はありますか。</p> <p>～質問なし～</p>
<p>会長</p>	<p>特に質問がないようであれば、次の説明に進みます。 それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>資料４に基づき、幼児教育無償化の概要について説明した。</p> <p>概要</p> <p>(1) 3歳から5歳の（新制度）幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育の利用料が無償化される。新制度に移行していない幼稚園については、月額25,700円を上限として無償化の対象。</p> <p>保護者から実費で徴収している費用は無償化の対象外とされ、無償化後は、主食費に加え、副食費についても施設による実費徴収となる。ただし、年収360万円未満相当の低所得世帯については、副食費を免除する方向性が示されている。なお、公立保育園においても同様の対応となることから、公立保育園の副食費については、この審議会の中においても、報告する予定。</p> <p>また、3歳から5歳に加え、0歳から2歳までの住民税非課税世帯も無償化の対象となる。</p> <p>(2) 幼稚園の預かり保育については、幼稚園の利用料の上限である</p>

	<p>25,700 円に加え、保育の必要性の認定を受けた場合、利用実態に応じて、月額 11,300 円までの範囲で無償化される。</p> <p>(3) 認可外保育施設等については、幼稚園の預かり保育と同様に、保育の必要性の認定を受けた場合には、月額 37,000 円を上限に、無償化される。認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業も対象となる。</p> <p>無償化の対象となる認可外保育施設は、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要とるが、5年間の猶予期間が設けられている。なお、所沢市内の届出のある認可外保育施設については、全てこの基準を満たした施設となっている。</p>
会長	<p>何か質問はありますか。</p> <p>～質問なし～</p>
会長	<p>事務局から次の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ここで「諮問書」をご覧いただきたい。諮問事項は2つあるが、本日は1つ目の「保育料徴収基準額表」について議論していただきたい。まず、基準額表について無償化に伴い、どのようにしていくのか、その方向性について、市の考えをお示しする。</p>
事務局	<p>資料5・資料6及び先程の資料4に基づき、資料5別表第1の基準額表(1)～(3)を削除し、基準額表(4)のB階層の月額を「2,000円」としているものを「0円」としたい旨を説明した。</p>
会長	<p>今までの説明について質問等はありませんか。</p>
委員	<p>基準額表(1)は全部「0円」にするといいか。</p>
事務局	<p>基準額表(1)～(3)は、表ごと削除したいということである。</p>
委員	<p>基準額表(1)には給食費は含まれているのか。</p>
事務局	<p>基準額表(1)は教育認定(1号認定)の保育料なので、保育料額に給食費(食材料費)は含まれていない。</p>

委員	基準額表（２）には副食費が含まれているということですか。
事務局	基準額表（２）は保育認定の４・５歳児の保育料の表だが、食料費のうち副食費（おかず代）は含まれているが、主食費は現在でも実費徴収となっているので含まれていない。
委員	基準額表（２）と（３）は、（１）の教育認定の保育料に比べて高いが、幼児教育時間以外の保育料も無料になるということか。
事務局	教育認定の保育時間は４時間、保育認定の保育時間は８時間の短時間か１１時間の標準時間となっている。国では、保育時間の差については特に言及せずに３～５歳の保育料を全て無償とするとしている。
委員	副食費をいくりにするかが悩ましい。
会長	他に何か質問はあるか。
委員	保育認定はこれまで通りということか。
事務局	保育認定の短時間と標準時間の認定は残ると認識しており、公定価格の単価にはこれまで通り影響する。
委員	新たに実費徴収となる副食費の徴収はどうなるのか。これまでの保育料のように市で徴収してくれたりはないのか。
事務局	国からは、施設による実費徴収が原則であると示されている。
委員	額も施設によって異なることになるのか。
事務局	額も使用する食材等により施設によってバラつきが出るのが予想されることから、原則施設で実費徴収してもらうことになると考えている。
委員	今後は食料費の徴収が複雑になり大変である。

委員	民間と公立で食材料費の額に差があると額が低い公立は悪い食材を使っていると思われるので、公立も高くしたほうがいいのではないか。
事務局	食材料費は実費徴収のため、今回の諮問事項には含んでいない。条例等で一律に決めるものではないと考えている。ただし、国も食材料費の考え方を示すと言っているので、国の考えが示されれば市の考えも示すつもりである。
委員	額は各施設で決めるということか。
事務局	そうなると考えている。
委員	実費徴収の額が大きくなり滞納などの問題も出てくると思うので、市で徴収することを前向きに検討してもらいたい。
事務局	民間園向けに情報発信をして、意見交換の場も設けたいと考えているが、保育料のように市で徴収することは原則ないと考えている。
委員	幼稚園の無償化の方法はこれまでの就園奨励費のやり方と同じか。
事務局	これまでと同様に償還払いで考えている。
委員	今年度は就園奨励費と無償化の2回申請が必要になるが、保護者への無償化の説明を7月頃には実施したいと考えている。 所沢市には、これまで保育認定に関係なく対象となる幼稚園預かり保育補助金という素晴らしい制度があるが、継続されるのか。なくなると保護者がパニックになる。
事務局	幼稚園預かり保育について、無償化の対象となるためには保育認定が必要であり、保育認定がない方は無償にはならない。また、無償となる預かり保育は幼稚園型一時預かりの基準を満たすこととされていることから、今後幼稚園協会と協議していきたい。
委員	幼稚園の保護者の7割が就業している状況となっており、幼稚園

	<p>における預かり保育のニーズは20年程前に比べてかなり高まっている。また、就労以外の理由、例えば小学校の保護者会など子供を連れて行けなくなっているの、その点でもニーズがある。幼稚園型一時預かりでは保護者の実費となってしまうことから、幼稚園預かり保育補助金の役割は大きいので残すよう検討してほしい。</p>
事務局	<p>その点は、別枠で幼稚園協会のほうで意見交換したい。</p>
会長	<p>今お話されていることは、この審議会で決めることではないが、意見を聞けるのはいいことである。</p> <p>話を諮問事項に戻して、本日議論の対象としている「保育料徴収基準額表」については、資料5別表第1の基準額表(1)～(3)を削除し、基準額表(4)のB階層の月額を「2,000円」を「0円」とするというのでいいか。</p> <p>～反対なし～</p>
委員	<p>無償化なので反対する人はいないでしょう。</p>
委員	<p>ちなみに、公立園での副食費の徴収はどうするのか。</p>
事務局	<p>実費徴収は園で徴収しているので、副食費も園で徴収してもらう予定。将来的には公立園分をまとめて市で徴収する仕組みを考えたかもしれないが、少なくとも今年度は園で徴収してもらう。</p>
委員	<p>副食費について、民間園も含めて市で徴収することを検討してほしい。</p>
委員	<p>施設での徴収は大変なのだと思うが、この件については諮問事項ではないということによかったか。</p>
事務局	<p>その通りである。</p>
会長	<p>それでは、議事の「(2)その他」に進むことにする。事務局から何かあるか。</p>

事務局	<p style="text-align: center;">〔 審議会の今後のスケジュールについて説明した。 〕</p> <p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 回 5 月 2 4 日（金）10：00～ ・ 第 3 回 6 月下旬頃 ・ 全 3 回で答申案をまとめて、7 月に答申書を市長に提出を希望 ・ 7 月中にパブリックコメントを実施 ・ 条例改正案を補正予算とともに 9 月議会に提出し、10 月 1 日までに議決をもらい、市民に周知予定
事務局	<p>第 2 回の審議会では、諮問事項 2 つ目の「市立保育所における時間外保育料のあり方について」議論していただき、第 3 回では答申案をまとめていただきたいと考えている。</p>
会長	<p>時間外について、事務局からの提案があるのか。</p>
事務局	<p>提案する。</p>
委員	<p>時間外保育料は無償にはならないのか。</p>
事務局	<p>無償化の対象ではない。</p>
会長	<p>他に何か質問はあるか。</p>
委員	<p>諮問事項に関係ないが、認可外施設も無償化の対象となるとの説明があったが、認可外施設は認可施設と異なり自由に設置することができ、認可外の基準を満たす必要はあるが、自由に設置できない認可施設と同様に無償化の対象になってしまうのか。</p>
事務局	<p>国では、無償化の対象とする認可外施設にも基準は設けているが、一定期間の猶予期間を設けている。また、認可外施設は設置後 1 ヶ月以内に届出をすればいいので、確かに認可施設に比べて手続きが簡易に施設を設置することができ、保育の質の確保が課題になっている。</p> <p>現在所沢市に届出がある認可外施設は全て認可外施設の指導監督基準に適合している。しかし、今後無償化によってどのぐらい認</p>

<p>会長</p> <p>事務局</p>	<p>可外施設が設置されて届出があるかは正直読めない。国では、市町村が条例で無償化対象の基準を独自に設けることは可能としているが、施設の制限ではなく、利用者への給付の制限となっている。</p> <p>所沢市として、認可外施設への対応の方向性はまだ定まっていないが、課題があることは認識している。</p> <p>以上で本日の議事はすべて終了いたしましたので、事務局にお返しします。</p> <p>それでは、平成31年度第1回保育園等運営審議会を閉会いたします。</p> <p>本日は、長時間にわたり大変ありがとうございました。</p>
----------------------	--